

**ケーブルテレビ A TV** いなば **ぴよんぴよんネット**  
デジタル 12ch  
《3月の番組ガイド》  
鳥取市広報番組  
**とっとり知らせたい!**  
TOTTORI SHIRASETAI!

市民と行政がつながるTV「とっとり知らせたい!」。さまざまな情報をお送りしています。みなさんの知らせたい!情報も待っています。  
【放送】毎週金・土 f「とっとり知らせ隊」も見てね!

『食育らくらくクッキング』は、簡単にできる「スペイン風オムレツ」を作ります。『元気です』は鳥取マラソンを支えるボランティアのみなさんをご紹介します。『市報深読み』『社長の魅力を押しだしましよ子!』もあるよ。

みやっち しょうこ

**鳥取市議会 2月定例会**

市議会定例会の開会・一般質問などの模様を終了まで中継。当日午後6時から122ch(第2放送)で再放送します。

静止画文字情報(音声付き)  
『鳥取市からのお知らせ』【放送】毎週水・木・金・土

いなばぴよんぴよんネット  
自主制作番組

農業番組『いなばアグリタイム』【放送】毎週水・木  
特色ある直売所などを紹介する「買い物に行こう!」や水稲の育苗など栽培情報をお送りします。

地域情報番組『とっとりウォーキング』【放送】毎週日・月  
卒業・卒園行事の模様や、手軽にできる運動を紹介する「おうちスタジオ」を毎週お送りしています。

生活情報番組『ぴよんぴよんワイド』【放送】毎週火  
市内各地で開催されたイベントや講演会の模様、鳥取県内のケーブルテレビ局から届いた話題をお送りします。

手話番組『手話でコミュニケーション』【放送】毎週日・月  
ニュースや話題、お知らせなどを手話や字幕で紹介しします。

**122ch(第2放送)**  
週替わりでリクエスト番組やイベント番組を再放送。また、ぴよんぴよんネットオリジナル体操を毎日放送しています。  
6:00～ストレッチ 11:50～フィットネス 19:50～マッスル  
※番組の放送時間や内容はホームページまたはデジタル放送の電子番組表(EPG)をご覧ください。

情報をお寄せください!  
いなばぴよんぴよんネット ☎0857-22-6111  
※放送内容は予告なく変更することがあります。  
番組の放送時間は、ホームページでも紹介しています。  
http://www.inabapyonpyon.net

**重要文化財 旧美歎水源地水道施設  
プレオープン**

問 第二庁舎文化財課  
☎0857-20-3359 ☎0857-20-3050

大正から昭和にかけて鳥取市民の水源地として機能した「美歎水源地水道施設」が、5年にもおよぶ大規模な文化財保存修理を経て、ついに稼働当時の姿によみがえりました。



稼働していたころの美歎水源地(昭和4年)

美歎水源地水道施設は平成4年にその役目を終えましたが、大正初期に建設された水道施設がそのままの状態で見守られており、鳥取市の近代化遺産として歴史的価値のある文化財のひとつです。このたび、保存修理工事が完了したこととともない施設敷地の一般開放(プレオープン)ならびに記念テープカットを行います。

とき 4月8日(日)13:30～15:30  
※テープカット後、現地説明会予定  
ところ 旧美歎水源地水道施設(国府町美歎)  
※駐車場あり

※今秋、ガイダンス施設の展示整備が完成し、グランドオープン予定。貯水池見学路は工事のため5月まで閉鎖。

**平成29年度鳥取市農業賞**

問 第二庁舎農業振興課  
☎0857-20-3232 ☎0857-20-3047



2月2日(金)、平成29年度鳥取市農業賞贈呈式が開催され、深澤市長から受賞者に賞状が贈呈されました。受賞者は次のとおりです。

- 【優良農業者】  
◆大谷太志さん(河原町)  
梨の新技术導入および産地全体への普及に貢献
- 【優良営農組織】  
◆農事組合法人ファームなかいいち(河原町)  
集落内耕作放棄地の解消に貢献
- 【優良むらづくり組織】  
◆特定非営利活動法人B.F.Oじげ(青谷町)  
農産物特産品の加工販売により地域の活性化に貢献  
◆オアシス東郷(東郷地区)  
農産物特産品の加工販売により地域の活性化に貢献
- 【功労者】  
◆前嶋昭三さん(福部町)  
福部砂丘らっきょうブランド力向上に寄与  
◆森本正憲さん(岩吉)  
農産物直売所の優良な運営体制の構築に寄与

**市民政策コメントを募集します**

**鳥取市保育基本方針 ほいく かがやき(改訂素案)**

問 駅南庁舎子ども家庭課(〒680-0845 富安二丁目138-4)  
☎0857-20-3461 ☎0857-20-3405 ①kodomokatei@city.tottori.lg.jp

本市では、平成19年3月に「鳥取市保育基本方針 ほいく かがやき」を制定し、保育をすすめています。平成30年4月に、国の「保育所保育指針」、「幼稚園教育要領」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」が改正されることから、鳥取市保育基本方針も見直しを行っています。このたび、基本方針の改訂素案をまとめましたので、みなさんのご意見を募集します。

資料公開 本庁舎総合案内所、駅南庁舎総合案内、各総合支所の窓口、本市公式ホームページ

公開期間 3月7日(水)まで  
提出方法 様式は問いません。住所、氏名、電話番号を明記のうえ、郵送、ファクシミリ、電子メール、持参のいずれかで問い合わせ先まで

提出期限 3月7日(水)必着

**鳥取駅周辺再生基本計画(後期)(案)**

問 本庁舎中心市街地整備課(〒680-8571 尚徳町116)  
☎0857-20-3278 ☎0857-20-3048  
①shigaichiseibi@city.tottori.lg.jp

本市では、交通結節点である鳥取駅周辺地区の再生を図るため、平成23年9月に「鳥取駅周辺再生基本構想」を策定しました。この構想の基本理念、めざすべき将来像の実現のため、具体的な整備計画などをまとめた「鳥取駅周辺再生基本計画」を策定し、各事業に取り組んでいます。この計画の期間が本年度をもって終了するため、新たな「鳥取駅周辺再生基本計画(後期)」の策定を進めています。このたび、計画(案)がまとまりましたので、みなさんのご意見を募集します。

資料公開 本庁舎総合案内、駅南庁舎総合案内、各総合支所の窓口、本市公式ホームページ

公開期間 3月1日(木)～20日(火)  
提出方法 様式は問いません。住所、氏名、電話番号を明記のうえ、郵送、ファクシミリ、電子メール、持参のいずれかで問い合わせ先まで

提出期限 3月20日(火)必着

**鳥取市子ども・子育て支援事業計画(改訂素案)**

問 本庁舎総合案内所、駅南庁舎総合案内、各総合支所の窓口、本市公式ホームページ

本市では、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度の実施に伴い「鳥取市子ども・子育て支援事業計画」(計画期間:平成27～31年度)を定めています。今年度、計画期間の中間年にあたり、子育てに関する量の見込みと提供体制の確保方策などの実績に応じた見直しを行います。このたび、計画の改訂素案をまとめましたので、みなさんのご意見を募集します。

資料公開 本庁舎総合案内所、駅南庁舎総合案内、各総合支所の窓口、本市公式ホームページ

公開期間 3月7日(水)まで  
提出方法 様式は問いません。住所、氏名、電話番号を明記のうえ、郵送、ファクシミリ、電子メール、持参のいずれかで問い合わせ先まで

提出期限 3月7日(水)必着

**(仮称)鳥取県東部圏域食品衛生監視指導計画(案)**

問 保健所準備室(〒680-0845 富安二丁目104-2)  
☎0857-20-3914 ☎0857-20-3915  
①hokenshojunbi@city.tottori.lg.jp

(仮称)鳥取県東部圏域食品衛生監視指導計画は、食品衛生法などにに基づき、中核市移行に伴い4月に開設される鳥取市保健所の管轄内における食品の安全確保を図り、住民の健康を保護するために策定するものです。

国が示す食品衛生に関する指導監視に加え、食品の安全に密接に関係する適正な食品表示への対応を含めた平成30年度の計画(案)です。みなさんのご意見をお寄せください。

資料公開 本庁舎総合案内所、駅南庁舎総合案内、各総合支所の窓口、本市公式ホームページ

公開期間 3月8日(木)まで  
提出方法 様式は問いません。住所、氏名、電話番号を明記のうえ、郵送、ファクシミリ、電子メール、持参のいずれかで問い合わせ先まで

提出期限 3月8日(木)必着

**県総合情報誌『とっとりNOW』  
117号(3月1日発行)好評発売中!**

問 鳥取県広報連絡協議会(鳥取県庁内)  
☎0857-26-7086

戦後の高度経済成長期から幅広く活躍した鳥取市出身のイラストレーター・毛利彰さん。巻頭特集では、没後10年に合わせ、異彩を放つその作品の魅力を探ります。一方、特集では、公募で選ばれた県民がダンサーとして参加する舞踊公演にスポットを当てました。



取扱場所 上記事務局、県内書店ほか  
発行 年4回(3・6・9・12月)  
価格 1部309円(税込)

**転入・転出時にはお早めに届け出を**

問 水道局料金課  
☎0857-53-7922 ☎0857-53-7801  
問 南地域水道事務所  
☎0858-76-3118 ☎0858-85-0672  
問 西地域水道事務所  
☎0857-85-2526 ☎0857-85-1049



次の場合、水道局へご連絡ください。  
▷新築や転入などで、新たに水道を使用するとき  
▷転出などで、水道の使用をやめるとき  
▷改築や長期不在などで、当分の間、水道の使用をやめるとき  
▷使用者の名義を変更するとき  
●届け出の際には、使用水量のお知らせなどに記載の水栓番号をお知らせください。